

## 解答と解説

1. まず、1ヵ月変形の労働時間制なので1日8時間、週40時間の制限は除外されます。  
しかし、1週間当たりの平均は40時間以内に納める必要があります。

|            |     |       |   |                                  |    |
|------------|-----|-------|---|----------------------------------|----|
| つまり所定労働時間を | 暦日数 | 28日の月 | は | $\frac{40}{7} \times 28 = 160$   | 時間 |
|            |     | 29日の月 |   | $\frac{40}{7} \times 29 = 165.7$ | 時間 |
|            |     | 30日の月 |   | $\frac{40}{7} \times 30 = 171.4$ | 時間 |
|            |     | 31日の月 |   | $\frac{40}{7} \times 31 = 177.1$ | 時間 |

以内に納めなければいけません。

この月については暦日31日なので**172時間 < 177.1時間**となり**所定労働時間(青の部分)全て**において法定の割増は必要ありません。

\*この段階において40の部分が44となる事業もありますが今回は一般的な40時間で計算します

よって、**19日、20日における8時間を超える青の部分の割増賃金は必要ない**ということになります。

2. 続いて1.を踏まえた上で原則の計算方法に戻ることになります。

原則の計算方法とは

- ① 1日の法定労働時間8時間以内
- ② 週法定労働時間40時間以内
- ③ 1ヵ月については上記1の通り

となり、①②③の順番で計算することになります。

3. ①により、**所定労働時間を超えた部分(赤の部分)**で1日の総労働時間が8時間を超えているのは、**13日(1時間)、20日(1時間)の併せて2時間**となります。
4. ②により、重複して計算するのを避けるため①を除外した総労働時間において40時間を超えるのは**第2週の1時間**となります。
5. ③により、この月の法定労働時間数は177.1時間となり、また総労働時間から3.4.を除外した総労働時間数が178時間となるので、

$$178 \text{ 時間} - 177.1 \text{ 時間} = 0.9 \text{ 時間} \quad \text{となります。}$$

解答

よってこの月における法定時間外労働の時間数は

$$2 \text{ 時間} + 1 \text{ 時間} + 0.9 \text{ 時間} = \textcircled{4} \text{ } 3.9 \text{ 時間} \quad \text{となります。}$$

法の定めより払いすぎていたからといって、同意なく勝手に賃金を引き下げると法違反になります。変更をお考えの場合、社労士にご相談ください。